

沼田市国民保護計画

**令和 7 年 4 月修正
沼田市国民保護協議会**

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び沼田市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の対象	1
3 市国民保護計画の構成	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	9
1 武力攻撃事態	9
2 緊急処理事態	11
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 市における組織・体制の整備	13
1 市における平素の業務	13
2 市職員の参集基準等	13
3 消防機関の体制	17
4 住民等の権利利益の救済に係る手続等	17
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 国、県との連携	19
3 近接市町村との連携	20
4 指定公共機関等との連携	20
5 ボランティア団体等に対する支援	21
第3 通信の確保	22
1 非常通信体制の整備	22
2 非常通信体制の確保	22
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5 研修及び訓練	28
1 研修	28
2 訓練	28

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	31
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5 避難施設の指定への協力	32
6 生活関連等施設の把握等	32
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	33
1 市における備蓄	33
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	33
第4章 国民保護に関する啓発	35
1 国民保護措置に関する啓発	35
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	35
第3編 武力攻撃事態等への対処	36
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1 事態認定前に置ける初動体制の確立及び初動措置	36
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	38
第2章 市対策本部の設置等	39
1 市対策本部の設置	39
2 通信の確保	47
第3章 関係機関相互の連携	48
1 国・県の対策本部との連携	48
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	49
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	50
6 市の行う応援等	50
7 ボランティア団体等に対する支援等	51
8 住民等への協力要請	52
第4章 警報及び避難の指示等	53
第1 警報の伝達及び通知	53
1 警報の内容の伝達等	53
2 警報の内容の伝達方法	54
3 緊急通報の伝達及び通知	55
第2 避難住民等の誘導等	56
1 避難の指示の通知・伝達	56
2 避難実施要領の策定	57
3 避難住民等の誘導	59
4 避難住民等の受入れ	62

5	攻撃パターンによる留意点	63
第5章	救援	66
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	66
3	救援の内容	67
4	救援物資等の確保	67
第6章	安否情報の収集・提供	69
1	安否情報の収集	70
2	県に対する報告	70
3	安否情報の照会に対する回答	70
4	日本赤十字社に対する協力	72
第7章	武力攻撃災害への対処	73
第1	武力攻撃災害への対処	73
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	73
2	武力攻撃災害の兆候の通報	73
第2	生活関連等施設における災害への対処等	74
1	生活関連等施設の安全確保	74
2	危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	74
第3	NBCR攻撃による災害への対処等	76
1	NBCR攻撃による災害への対処	76
2	汚染原因に応じた対応	77
3	国の対策本部等との緊密な連携	79
第8章	応急措置等	80
1	退避の指示	80
2	警戒区域の設定	81
3	応急公用負担等	82
4	消防に関する措置等	82
第9章	被災情報の収集及び報告	85
1	被災情報の収集及び報告	85
第10章	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	87
第11章	国民生活の安定に関する措置	88
1	水の安定供給等	88
2	避難住民等の生活安定等	88
3	生活関連物資等の価格安定	88
4	支援措置の広報	88
第12章	特殊標章等の交付及び管理	89
1	特殊標章等	89
2	特殊標章等の交付及び管理	89

3	特殊標章等に係る普及啓発	90
第4編	復旧等	91
第1章	応急の復旧	91
1	基本的考え方	91
2	公共的施設の応急の復旧	91
第2章	武力攻撃災害の復旧	93
第3章	国民保護措置に要した費用の弁償等	94
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	94
2	損失補償及び損害補償	94
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	94
第5編	緊急対処事態への対処	95
1	緊急対処事態	95
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	95
第6編	首都圏等への支援	96

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成します。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

2 市国民保護計画の対象

市国民保護計画では、市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を通過中の人など、沼田市内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、計画作成時と同様、沼田市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとします。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しません。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化に向けた取り組みを行うとともに、ボランティアへの支援に努めます。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、市は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮します。

(7) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

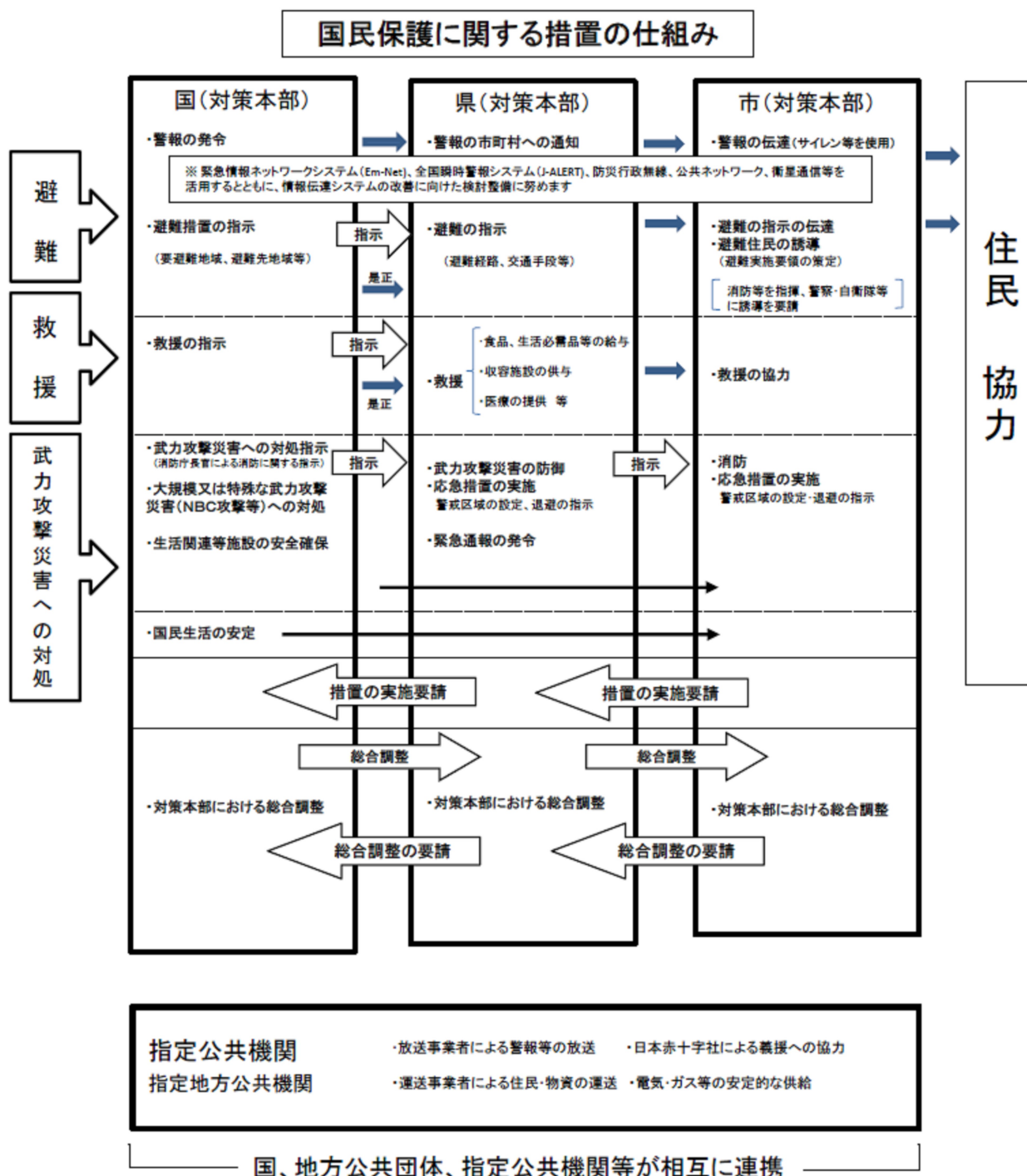
(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。



(1) 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
沼田市	1 市国民保護計画作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃・テロ災害による被害の復旧に関する措置の実施

(2) 関係機関の連絡先

関係指定公共機関等と連絡先については、資料編に記述します。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定めます。

(1) 地形

本市は群馬県の北部に位置し、市街地は赤城、子持、三峰の三山に囲まれた盆地の中央にあります。北はみなかみ町を隔てて三国山脈に接し、南は綾戸の溪谷を経て関東平野に開口し、東は栃木県と境を接し、錫ヶ岳、皇海山、袈裟丸山などで県境を画し、西は子持山を隔てて吾妻郡に接する東西約37km、南北約27.5km、面積443.46km²の広さを持ち、標高は沼田盆地の300m台から2,000m級の山岳にまでわたる起伏に富んだ地形を有しています。

市を貫流する河川は、新潟県境に源を発する利根川本流が、武尊山に源を発する薄根川及び片品川と合流して綾戸を経て南に流れています。これらの河川は山間丘陵地であるため、ほとんどが急流河川です。

(2) 気候

本市の気候は、比較的降水量が少なく、(年間降水量：1,294.5mm)、夏冬、昼夜の寒暖差が大きい太平洋式気候区(内陸性気候)に属しています。冬期は、西高東低の冬型気圧配置が続く時期で北西季節風が卓越し、雨量は少なく、乾燥しますが、北部・東部地域では季節風時は降雪が多く、首都圏から多くのスキー客が訪れます。

(3) 人口分布

本市の人口は、令和6年4月1日現在、44,047人(男21,562人、女22,485人)で、その約4割が市街地を形成する沼田地区に集中しています。また、平成26年4月1日現在の人口が51,271人で、この10年間で約14%減少し、今後もこの減少傾向が続くと予想されます。

(4) 道路の位置等

道路は、東京から新潟県に通じている国道17号が利根川に並行して南北に通じ、関越自動車道が市街地の東側沿線を通り、みなかみ町を通過し新潟県へと通じています。

また、本市を起点に市街地中心部を通り、栃木県まで繋がっている国道120号、本市を起点に長野原町まで通じている国道145号、本市中心市街地を起点に山間部を通りみどり市に通じている県道沼田大間々線が主要道路です。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、ＪＲ東日本の上越線が渋川市から市内の岩本駅と沼田駅を通りみなかみ町を通過し新潟県へと南北に延びています。

(6) その他（生活関連等施設）

市内にある指定された生活関連等施設は以下のとおりです。

- ・変電所 1箇所
- ・ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー 1箇所
- ・ダム 3箇所
- ・放射性同位元素使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者等 1箇所
- ・生物剤・毒素の取扱所 1箇所

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4種類の順で、発生の可能性が高いと想定しています。

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

首都東京に近接する群馬県は、首都圏の警備を錯乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が考えられます。

県警察、自衛隊などによる警戒監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが考えられます。

このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突発的に被害が発生することが考えられます。

具体的には、県や市の行政庁舎、駅、大規模なイベント施設、大型商業施設の爆破やBCR兵器による攻撃、放射性同位元素等使用施設や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが考えられます。

少人数のグループにより行われるため、使用可能な兵器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては火災の延焼や有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては、被害が拡大することも想定されます。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察、自衛隊と連携し、武力攻撃の状況に応じて、攻撃当初は住民等を屋内に一時避難させるとともに、その後、関係機関が安全を確認しつつ避難地に移動させるなど適切な対応を行うことが必要です。

火災の延焼、有害物質の流出など災害が拡大するおそれがある場合には、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示あるいは警戒区域の設定など、状況に応じ

た措置を行うことが必要です。

(2) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なります。

市内の施設や特定の地域が直接標的になる可能性は低いと考えられますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、市内に着弾する可能性もあります。

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は限定され家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられます。

核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射性汚染の被害が発生すると考えられます。

仮に核弾頭が市内に着弾しなかった場合でも気象条件によっては放射能汚染が本市にまで拡散する可能性もあります。

化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられます。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって被害を最小限にとどめることが重要であり、屋内への退避や消火活動が中心になります。

着弾前は、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地下などに住民等を退避させることが必要です。

着弾後は、被害状況を速やかに把握した上で、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要です。

(3) 着上陸侵攻

ア 特徴

海を持たない本市において、直接的に着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられます。

しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が市内を通過することが考えられ、戦闘が予想される地域の住民等を避難させることが必要になります。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される

可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次災害の発生も予想されます。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、侵攻が予想される地域から先行して避難させます。

しかしながら、広範囲にわたる武力攻撃災害も想定されることから、避難の区域も広域に及ぶことが想定されるとともに、武力攻撃で荒廃した地域の復旧が重要な課題となります。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

市内の施設や特定地域が単独の航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと考えられますが、地上侵攻部隊が市内を通過するような事態が発生した場合、侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。

イ 留意点

着上陸侵攻に先立って航空攻撃が行われる場合、比較的早い段階から事前の準備が可能であり、侵攻が予想される地域から先行して避難させます。

また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要があります。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

(ア) 事態例

- ・ 放射性同位元素等使用施設の占拠
- ・ 核燃料を輸送中の車両の奪取
- ・ オイルタンクなどの爆破

(イ) 留意点

- ・ 施設や車両が爆撃された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合があります。

- ・ 爆発及び火災で周囲の住民等や建物にも被害が及ぶとともに、ライフラインが被災すれば社会経済活動にも支障が生じます。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

(ア) 事態例

- ・ 行政庁舎の爆破
- ・ 駅などの大量輸送機関の爆破
- ・ 大規模集客等施設の爆破
- ・ 学校・病院・行政機関の占拠

(イ) 留意点

- ・ 爆破に伴い死傷者が発生するとともに、施設が崩壊した場合には人的被害が拡大するおそれがあります。
- ・ 鉄道網が破壊された場合、社会経済活動にも支障が生じます。
- ・ 人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがあります。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

(ア) 事態例

- ・ 行政庁舎に対する B C R 兵器による攻撃
- ・ 駅に対する B C R 兵器による攻撃
- ・ 大規模集客施設等に対する B C R 兵器による攻撃
- ・ 浄水場への毒物混入

(イ) 留意点

- ・ 放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能の被爆や生物剤による感染が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがあります。
- ・ 水道水の給水が不可能になり、住民等の生活に支障が生じます。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

(ア) 事態例

- ・ 行政庁舎などに対する航空機による自爆テロ

(イ) 留意点

- ・ 破壊の対象となる施設の規模によっては、死傷者が拡大します。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、市における平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 市における平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、総務部地域安全課において以下のとおりその準備に係る業務を行います。また、各部課においては、第3編武力攻撃事態等への対処、第2章市対策本部の設置に定める分掌事務を実施するため、平素から国民保護措置に係る準備を行います。

- ・ 市国民保護協議会の運営に関すること。
- ・ 市対策本部に関すること。
- ・ 避難実施要領の策定に関すること。
- ・ 物資及び資材の備蓄に関すること。
- ・ 危機情報の収集及び伝達方法に関すること。
- ・ 被害状況の総括的把握方法に関すること。
- ・ 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、各市町村等との連携体制の整備に関すること。
- ・ 研修、訓練に関すること。
- ・ 防災行政無線等の運用に関すること。
- ・ 特殊標章の交付、許可に関すること。
- ・ 警報の通知、避難の指示等の伝達方法に関すること。
- ・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。
- ・ 避難所との連絡・調整に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる

体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、速やかに市長及び地域安全課担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

ア 当直体制の強化

平日の夜間及び休日の昼夜における市の連絡窓口はビル管理室において実施し、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、地域安全課担当職員に即時連絡をします。

イ 利根沼田広域消防本部との連携強化

利根沼田広域消防本部との連携強化を図り、24時間即応可能な初動体制を確立します。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

ア 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもあります。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護業務担当課の地域安全課は情報収集などに努めることとしますが、被害の状況に応じて、「沼田市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）に基づく「沼田市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）を設置して対応します。

その後、緊急事態の原因が武力攻撃等によることが判明した場合は、又はそのおそれが高い場合は、「沼田市国民保護情報連絡室」（以下「市情報連絡室」という。）を設置して、情報収集や被害状況の確認を実施します。

さらに、死傷者の発生や建物等の破壊といった緊急事態が発生した場合、又は発生するおそれが高い場合は、「沼田市国民保護準備本部」（以下「市準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施します。

その後、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部設置の指定が国から通知されれば、直ちに「沼田市国民保護対策本部」（以下「市対策本部」という。）に移行して国民保護措置を実施します。

イ 市外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「市情報連絡室」を設置し、国民保護業務担当課の地域安全課で情報収集などを実施します。

しかし、市内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置を実施します。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①市災害対策本部による体制	市地域防災計画による参集基準
②市情報連絡室体制	国民保護業務担当職員が参集
③市準備本部体制	全ての職員が市役所等に参集
④市対策本部体制	全ての職員が市役所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況		体制の判断基準	体制
市内で緊急事態が発生	事態認定前	原因が不明確な状況で発生した緊急事態（未確認情報等）	①
		市地域防災計画による体制が適用できない場合（緊急事態の原因が武力攻撃であることが確実な場合など）	③
	事態認定後	国民保護対策本部設置が閣議決定されていない場合	③
		国民保護対策本部設置の指定を受けた場合	④
		市外で武力攻撃が発生し、警報の通知を受けた場合	②

市外で武力攻撃が発生 (事態認定後)	市内でも武力攻撃が発生したが、国民保護対策本部 設置の指定が閣議決定されていない場合	③
	国民保護対策本部設置の指定に通知を受けた場合	④

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保します。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとします。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

名称	第1代替職員	第2代替職員	第3代替職員
市長	副市長	総務部長	市民部長
副市長	総務部長	市民部長	健康福祉部長
教育長	教育部長	教育総務課長	学校教育課長
消防団長	消防団副団長	消防団副団長	消防団副団長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めます。

① 市災害対策本部による体制

市地域防災計画の2号動員（各所属の50％に相当する人員）が参集し、各部班の分掌事務を遂行しつつ、各部班との情報の共有化を図ります。

② 市情報連絡室体制

地域安全課職員が参集し、県・関係機関より危機情報の収集を行い、市準備本部体制への移行を準備します。

③ 市準備本部体制

全職員が参集し、各部班の分掌事務を遂行します。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機

能が確保されるよう、以下の項目について定めます。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

利根沼田広域消防本部及び中央署並びに東消防署(以下、「消防本部等」という。)は、市における参集基準等と同様に、消防本部等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。その際、市は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民等の誘導などに重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

さらに、市は、消防本部等における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めます。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定めます。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

法 令 等			担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第 8 1 条第 2 項)	生活必需品等	資産活用課
		医療救護関連	健康課
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第 8 1 条第 3 項)	生活必需品等	資産活用課
		医療救護関連	健康課
	土地等の使用に関すること。 (法第 8 2 条)		資産活用課
	応急公用負担に関すること。 (法第 1 1 3 条第 1 項・ 5 項)		資産活用課
損害補償 (法第 1 6 0 条)	住民等への協力要請によるもの (法第 7 0 条第 1 項・ 3 項、 8 0 条第 1 項、 1 1 5 条第 1 項、 1 2 3 条第 1 項)		市民協働課
不服申立に関すること。(法第 6 条、 1 7 5 条)			総務課
訴訟に関すること。(法第 6 条、 1 7 5 条)			総務課

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、住民等の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長します。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

特に、市及び消防機関は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官）（以下「即報要領」といいます。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

2 国、県との連携

(1) 自衛隊、県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき自衛隊・県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、必要な連携を図ります。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情

報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。

なお、市町村連絡先名簿は資料編に記述します。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ります。

また、消防機関のN B C 対応可能部隊数 やN B C 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

なお、消防機関が保有するN B C 資機材は資料編に記述します。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

なお、連絡先名簿は資料編に記述します。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素から

の意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

なお、医療機関名簿は資料編に記述します。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送などについて必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

なお、現在締結している災害時の物資供給等の協定内容は資料編に記述します。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮します。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、通信の確保が重要であることから、「関東地方非常通信協議会」と日頃から連携強化に努め、非常通信体制の整備を図ります。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された関東地方非常通信協議会との連携強化に十分配慮します。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、下記の情報システムを活用した情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

- (1) 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)
- (2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- (3) 防災行政無線
- (4) 緊急告知FMラジオ
- (5) 防災アプリ (防災ぬまた)
- (6) ホットメールぬまた
- (7) ホームページ
- (8) X(旧Twitter)
- (9) Facebook
- (10) テレフォンサービス

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行います。

施設 ・ 設備 面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ります。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図ります。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。
運用 面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した非常用電源を利用した関係機関との実践的な通信訓練の実施を図ります。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善

を行います。
・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の通信事業用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。
・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。
・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。
・住民等に樹尾法を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の保守

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の保守点検、更新などを計画的に進めます。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機

会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めます。

なお、大規模集客施設等の連絡先については資料編に記述します。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として安否情報システムを用いて県に報告します。

なお、安否情報省令様式については資料編に記述します。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民等（負傷した住民等も同様）
 - ① 氏名（フリガナ含む）
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限りします。）
 - ⑦ 現在の居所
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ ⑦及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - ⑪ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑫ 知人への回答の希望
 - ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民等
（上記①～⑥及び⑩に加えて）
 - ⑭ 死亡の日時、場所及び状況

- ⑮ 死体の所在
- ⑯ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行います。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 沼 田 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			

--	--	--	--	--	--	--	--

※ 可能な場合は、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行います。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び県警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成

等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に様々な情報手段や資機材を用いて実践的な訓練に努めます。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施します。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直しの参考にします。

エ 市は、自治会や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮します。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等による避難計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。なお、基礎的資料は資料編に記述します。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用しつつ、避難対策を講じます。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意します。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築します。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認します。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮することとします。

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県を行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備します。

（2）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。
なお、基礎的資料は資料編に記述します。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有します。

なお、輸送力及び輸送施設の情報は資料編に記述します。

（2）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有します。

（3）避難手段の調整

市は、避難時の交通手段については、自家用車等の使用は原則として禁止としますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。

このため、市は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。また、市は、避難実施要領のパターンを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討します。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備などの必要な情報を提供するなど県に協力します。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備します。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めます。

【沼田市内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	企 業 局
第28条	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	健康福祉局
	10号	生物剤・毒素	厚生労働省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察等との連携を図ります。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行います。

(2) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について啓発資料等を活用して市民へ周知を図ります。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努めます。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられます。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定めます。

1 事態認定前に置ける初動体制の確立及び初動措置

(1) 初動体制の確立

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市としての的確かつ迅速に対処するため、被害状況や程度に応じて市地域防災計画に基づき市災害対策本部（又は市災害警戒本部）を設置します。

その後、原因不明の緊急事態が武力攻撃であることが明らかになった段階でも国の事態認定前や、事態認定後であっても市に対して本部設置指示が届くまでの間は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

イ 市は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、初動体制を確立した旨について、県に連絡を行います。

この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保します。

(2) 初動措置の確保

市は、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等に提供するとともに、必要な指示を行います。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図ります。

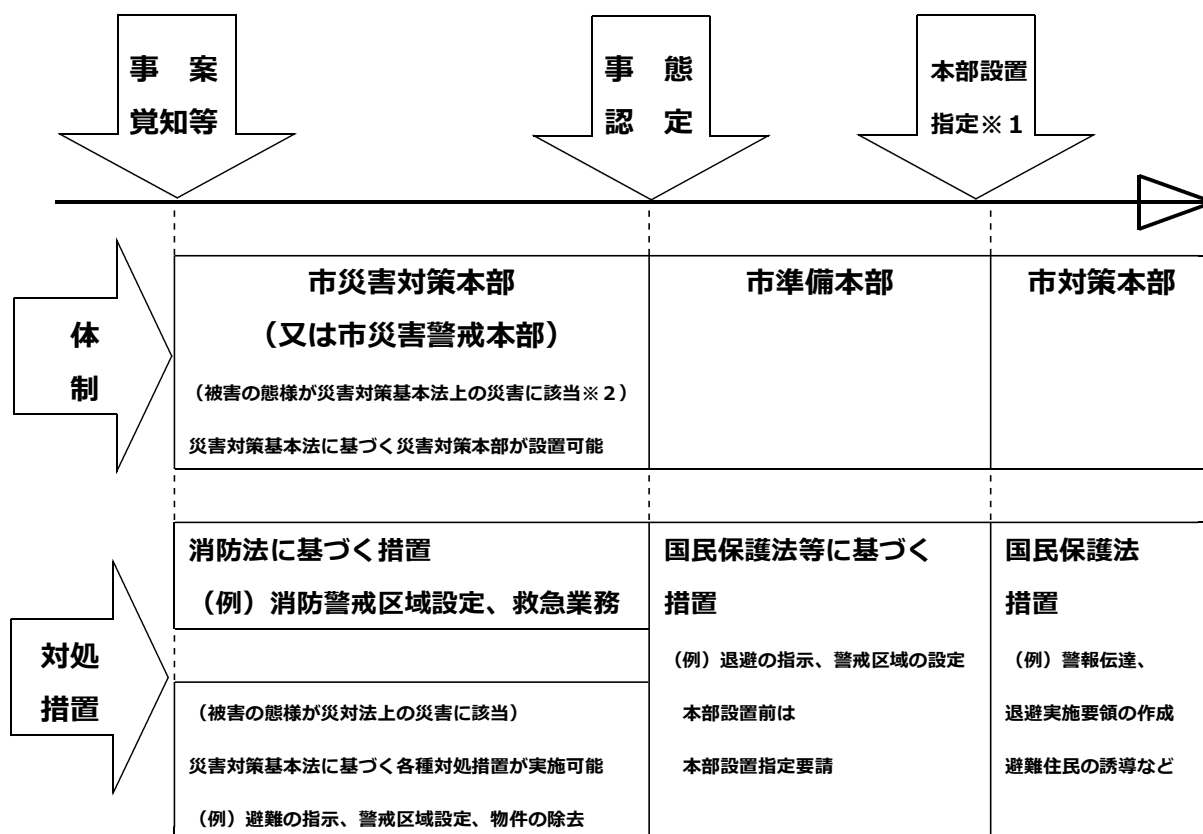
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指示がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、待避の指示、警戒区域の設定、対策本部の設置の要請などの措置等を行います。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し、支援を要請します。

(4) 対策本部への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行します。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われますが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになります。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされています。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底します。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとします。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図ります。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知【法第25条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置【法第27条】

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します。（※事前に緊急事態連絡室（市情報連絡室又は市準備本部）を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとします）。

ウ 市対策本部員等の参集

地域安全課担当者は、市対策本部員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡します。

エ 市対策本部の開設

市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡します。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行います。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定します。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではありません。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

- 第 1 : 保健福祉センター
- 第 2 : 市立図書館
- 第 3 : 白沢地区コミュニティセンター
- 第 4 : 利根地区コミュニティセンター

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等【法第26条】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

(3) 市対策本部の組織構成及び事務分掌【法第28条】

市対策本部の組織構成及び各組織の事務分掌は以下のとおりです。

なお、国、県など市職員以外の者で必要と認める者を会議に出席させることができます。

【対策本部の組織】

本 部 員			部	班
本部長	市長		総務部	秘書班・総務班 地域安全班・企画政策班 財政班・資産活用班 会計班・監査班
副本部長	副市長 教育長 消防団長		市民部	市民班・税務班 債権管理班 市民協働班・環境班
本部員	総務部長 市民部長 健康福祉部長 経済部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長		健康福祉部	社会福祉班・こども班 国保年金班・介護高齢班 健康班
			経済部	産業振興班・農林農委班 観光交流班
			都市建設部	建設班・建築住宅班 都市計画班・上下水道経営班 上下水道整備班
			議会部	議会班
			教育部	教育総務班・学校教育班 生涯学習班・文化財保護班 スポーツ振興班
本部連絡員	本部長の指名する者			

【市の各部長、各班長及び各班における武力攻撃事態等における事務分掌】

部（部長）	班（班長）	事務分掌
総 務 部 （総務部長）	秘 書 班 （秘書課長）	1 本部長の秘書に関すること。 2 陳情及び見舞者等の対応及び接遇に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 災害の発表報道及び報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害の記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること。
	総 務 班 （総務課長）	1 災害情報の収集、伝達に関すること。 2 避難情報等の周知に関すること。 3 自衛隊等他機関との連絡に関すること。 4 本部連絡員との連絡調整に関すること。
	地 域 安 全 班 （地域安全課長）	1 災害対策の総括に関すること。 2 本部設置及び廃止に関すること。 3 避難情報等の決定・廃止に関すること。 4 消防本部及び消防団との連絡に関すること。 5 国民保護協議会との連絡に関すること。 6 災害時における交通対策に関すること。
	企 画 政 策 班 （企画政策課長）	1 現地災害対策本部の運営に関すること。 2 相互応援協定に関すること。
	財 政 班 （財政課長）	1 災害応急対策関係予算に関すること。 2 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約に関すること。 3 本部長の特命事項に関すること。
	資 産 活 用 課 （資産活用課長）	1 被害施設に関すること。 2 市有自動車の配車、運行計画に関すること。 3 市有自動車以外の車両の確保に関すること。 4 テラス沼田の応急措置に関すること。
	会 計 班 （会計局長）	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 義援金の保管に関すること。
	監 査 班 （監査委員事務局長）	1 本部長の特命事項に関すること。
市 民 部 （市民部長）	市 民 班 （市民課長）	1 応急食料の調達、供給に関すること。 2 遺体の埋火葬の許可に関すること。 3 外国人対策に関すること。
	税 務 班 （税務課長） 債 権 管 理 班 （債権管理課長）	1 避難広報及び避難者の誘導、移送に関すること。 2 家屋の被害状況調査に関すること。 3 減免申請に関すること。

	市民協働班 (市民協働課長)	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 ボランティア活動の支援に関すること。 3 本部との連絡調整・情報収集に関すること。 4 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 5 避難誘導及び避難状況の統括的掌握及び報告に関すること。 6 コミュニティセンター施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 7 コミュニティセンター管内の防災行政無線の運用に関すること。(白沢地区コミュニティセンター、利根地区コミュニティセンターに限る。) 8 コミュニティセンター管内の農林関係の災害情報の収集に関すること。(白沢地区コミュニティセンター、利根地区コミュニティセンターに限る。) 9 コミュニティセンター管内の道路、橋梁及び河川関係の災害情報の収集に関すること。(白沢地区コミュニティセンター、利根地区コミュニティセンターに限る。) 10 コミュニティセンター管内の消防団との連絡に関すること。(利根地区コミュニティセンターに限る。)
	環境班 (環境課長)	1 仮設トイレの設置に関すること。 2 清掃及びごみ処理対策に関すること。 3 清掃及び環境関係施設被害状況調査に関すること。
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長) こども班 (こども課長) 国保年金班 (国保年金課長) 介護高齢班 (介護高齢課長)	1 社会福祉施設入所者の避難等の指導に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 被災者救出援護、遺体の収容に関すること。 4 民間団体等の活用に関すること。 5 ボランティア活動の支援、推進に関すること。 6 救助物資等の保管及び配分計画に関すること。 7 義えん金品の募集及び配分に関すること。 8 災害弔慰金・見舞金の支給に関すること。 9 災害援護資金の貸付に関すること。 10 福祉関係施設被害状況調査に関すること。 11 避難行動要支援者の支援に関すること。 12 福祉避難所への移送に関すること。
	健康班 (健康課長)	1 被災者の医療、救護、助産に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 救護所の設置及び管理に関すること。 4 救護班の編成に関すること。 5 被災者の保健指導に関すること。 6 防疫機器及び防疫薬品の調達、供給に関すること。

		7 防疫に関すること。 8 医療関係施設被害状況調査に関すること。
経 済 部 (経済部長)	産 業 振 興 班 (産業振興課長)	1 被災者の生活必需品の供給に関すること。 2 商工業関係被害状況調査に関すること。 3 被災業者への中小企業融資、あっせんの非常取り扱いに関すること。
	農 林 農 委 班 (農林課長)	1 応急食料の調達、供給に関すること。 2 被害農作物、家畜、農林水産業施設の応急措置に関すること。 3 農道及び農業用施設の応急措置に関すること。 4 林道その他施設の応急措置に関すること。 5 ミニダム（水源かん養治山事業施設）及び森林公園の応急措置に関すること。 6 土地改良施設の応急復旧に関すること。 7 農林業、水産関係及び土地改良施設等の被害状況調査に関すること。 8 被害農家の営農指導に関すること。
	観 光 交 流 班 (観光交流課長)	1 観光施設等の応急措置に関すること。 2 観光客の避難に関すること。
都 市 建 設 部 (都市建設部長)	建 設 班 (建設課長)	1 道路、橋梁及び河川の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 公共土木施設の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。
	建 築 住 宅 班 (建築住宅課長)	1 公営住宅の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。 2 仮設避難場所及び応急仮設住宅の建築に関すること。 3 被害建築物の応急危険度判定士の要請に関すること。
	都 市 計 画 班 (都市計画課長)	1 都市計画施設の災害対策及び被害状況調査に関すること。 2 都市公園利用に関する非常取り扱いに関すること。 3 被災宅地の応急危険度判定士の要請に関すること。
	上下水道経営班 (上下水道経営課長) 上下水道整備班 (上下水道整備課長)	1 水道施設の防災対策及び応急復旧に関すること。 2 被災者への応急給水に関すること。 3 飲料水の水質検査及び消毒に関すること。 4 水道施設の被害状況調査に関すること。 5 下水道施設及び農業集落排水処理施設の防災対策及び応急復旧に関すること。 6 下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害状況調査に関すること。
議 会 部 (議会事務局長)	議 会 班 (議会事務局長)	1 本部長の特命事項に関すること。
教 育 部	教 育 総 務 班	1 学校教育施設の防災対策及び応急復旧に関すること。

(教育部長)	(教育総務課長)	2 避難所開設に関すること。 3 学校教育施設の被害状況調査に関すること。 4 給食施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 被災者への炊き出しに関すること。
	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 園児、児童及び生徒の避難等の指導並びに避難状況調査に関すること。 2 園児、児童及び生徒の教科書及び学用品の支給に関すること。 3 学校職員によるボランティア活動の組織及び運営に関すること。
	生 涯 学 習 班 (生涯学習課長)	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 社会教育施設の災害対策並びに応急復旧に関すること。 3 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 4 公民館施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 5 図書館施設の災害対策及び応急復旧に関すること。
	文化財保護班 (文化財保護課長)	1 文化財等の災害対策並びに応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	1 避難所開設及び管理運営に関すること。 2 体育施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 体育施設の被害状況調査に関すること。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備します。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置します。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応します。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関（資料編に記述します。）

(5) 市現地対策本部の設置

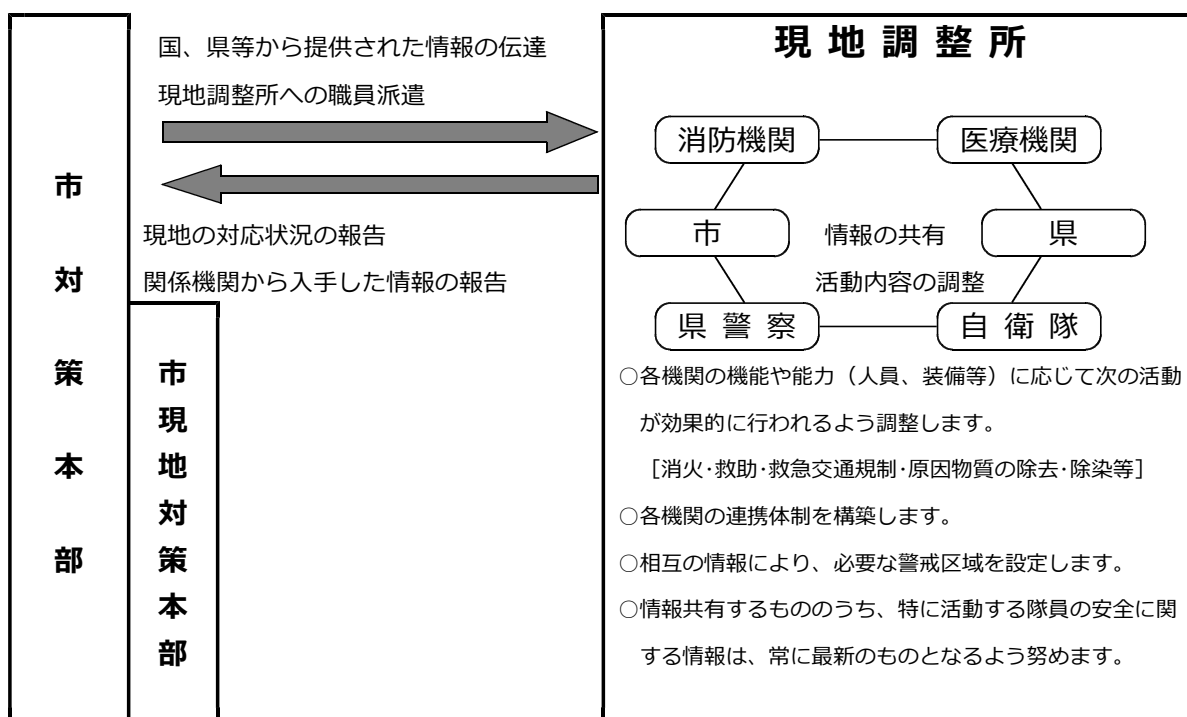
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てます。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

現地調整所の組織編成



【現地調整所の役割について】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として、各機関に付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を行います。

す。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置します。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は臨時に会合を開くなど、連携強化を図ります。

エ 現地調整所の設置は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置します。

また、他の機関が既に設置している場合には、市職員を積極的に参画させます。

(7) 市対策本部長の権限【法第29条】

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めます。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。

また、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めます。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請【法第16条第4項】

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定公共機関、指定公共機関への措置要請【法第21条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関は資料編に記述します。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【法第20条】

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡します。

なお、実務上の連絡先については、平素から市と自衛隊が調整し、確認しておきます。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求【法第17条】

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めます。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

- (2) 県への応援の要求【法第18条】

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

- (3) 事務の一部の委託【法第19条】

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行います。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告します。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【法第151条、第152条】

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行います。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求めます。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等【法第17条】

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出ます。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等【法第21条】

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援【法第4条】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行います。

(2) ボランティア団体に対する支援

ア 受入窓口の開設

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡・調整を図った上、ボランティアの受入窓口を開設します。

イ ボランティアの受入れ

市は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティアニーズ(種類、人数等)を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努めます。

ウ ボランティア活動への対応

(ア) ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。

(イ) 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努めます。

- a 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握
- b ボランティアへの情報提供
- c ボランティアの生活環境への配慮
- d ボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

8 住民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

- 避難住民等の誘導【法第70条】
- 避難住民等の救援【法第80条】
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置【法第115条】
- 保健衛生の確保【法第123条】

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達及び通知

市は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。

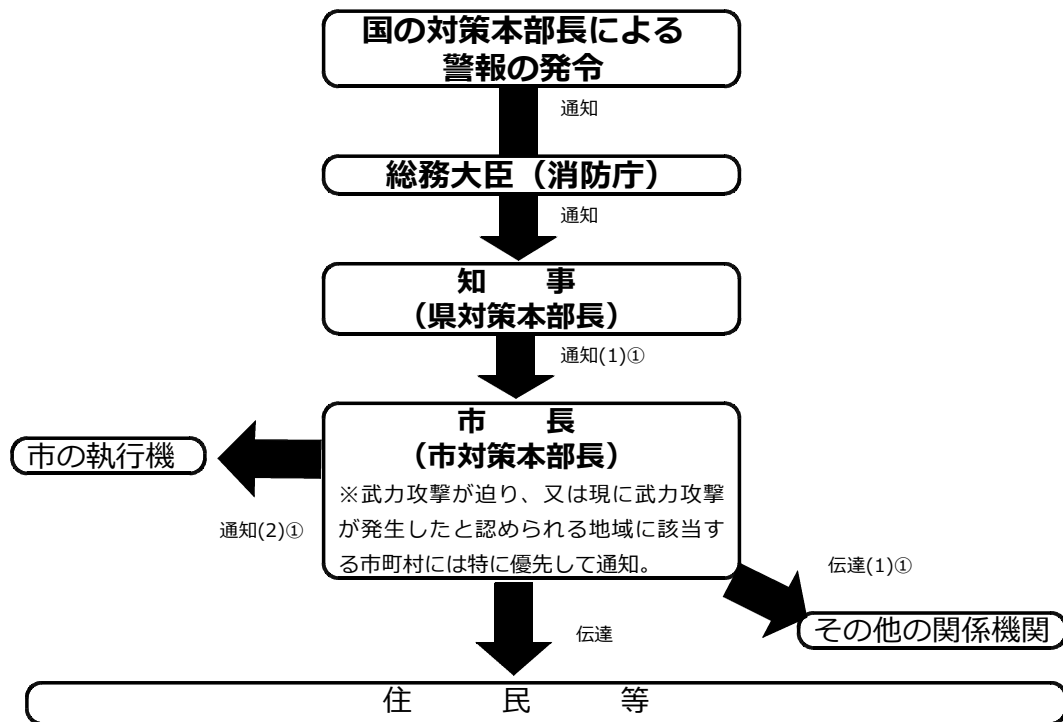
イ 市は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達します。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知します。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.numata.gunma.jp/>）に警報の内容を掲載します。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

（１）警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行ないます。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

（ア）この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。

（イ）なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図ります。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力

依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用します。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮します。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。(その他は警報の発令の場合と同様とします。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

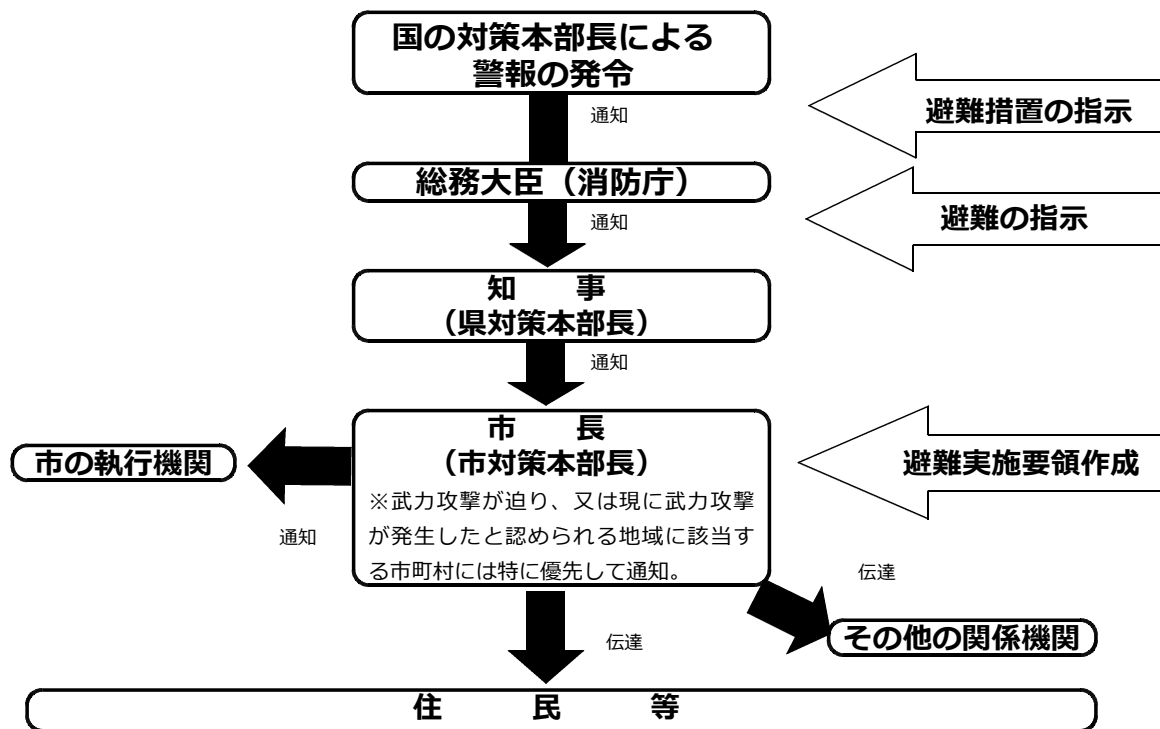
第2 避難住民等の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなります。市が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定めます。

1 避難の指示の通知・伝達【法第54条】

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達します。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定【法第61条】

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

ア 避難実施要領に定める事項（法定事項）

（ア）避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

（イ）避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置
その他避難住民等の誘導に関する事項

（ウ）その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項

市は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意します。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものとします。

ア 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載します。

イ 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載します。

ウ 避難住民等の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載します。

エ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載します。

オ 集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載します。

なお、高齢者、障害者など避難行動要支援者の所在を確認して避難を促します。

- カ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載します。
- キ 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載します。
- ク 高齢者、障害者など避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載します。
- ケ 避難を必要とする地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載します。
- コ 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載します。
- サ 避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載します。
- シ 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記載します。

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民等の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

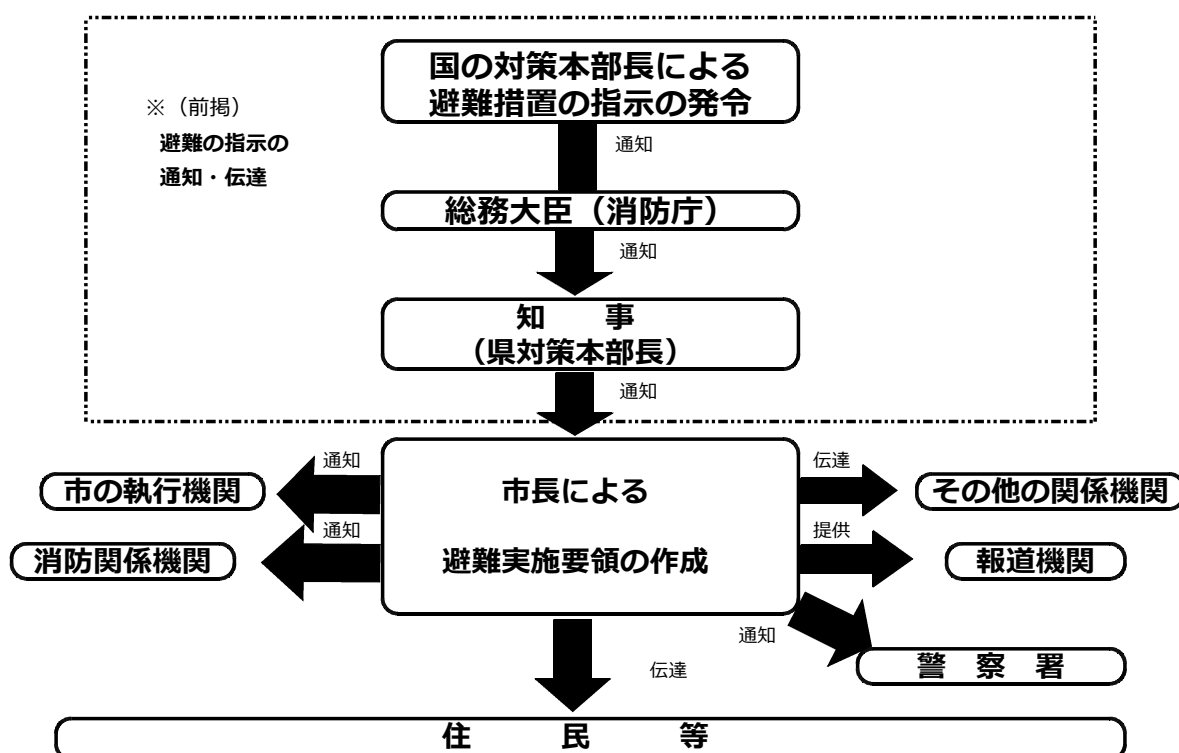
(4) 避難実施要領の内容の伝達等【法第61条】

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長及び消防団長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知します。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民等の誘導

（１）市長による避難住民等の誘導【法第62条】

市長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導します。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向

にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講じます。

（２）消防機関の活動

消防本部等は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部等と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行います。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携【法第63条】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

（４）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

（５）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供【法第62条】

市長は、避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市長は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況

等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者名簿を活用しながら、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとします。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めます。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行います。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的

な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

(12) 避難住民等の運送の求め等【法第71条】

市長は、避難住民等の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の運送を求めます。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知します。

(13) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設等に滞在する者について、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとします。

(14) 避難住民等の復帰のための措置【法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じます。

4 避難住民等の受入れ

国からの避難に関する通知を受け、市内に避難する人を受入れる地域がある場合は、市長は、県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行います。

5 攻撃パターンによる留意点

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることが必要となります。

(1) 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられます。

(2) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要です。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなります。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(1) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国	対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知	事	避難の指示
市	長	避難実施要領の策定

(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射さ

れた場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行います。

航空攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃と同様の対応とします。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施【法第76条】

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助 【法第76条】

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携【法第77条】

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措

置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め【法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行います。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。

以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃やBCR攻撃（以下「NBCR攻撃」という。）による特殊な医療活動の実施に留意します。

4 救援物資等の確保

(1) 救援物資の売渡要請等【法第81条、82条、84条】

市は、県からの要請があり、救援を行うため緊急性ややむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施します。

なお、公用令書様式は、資料編に記述します。

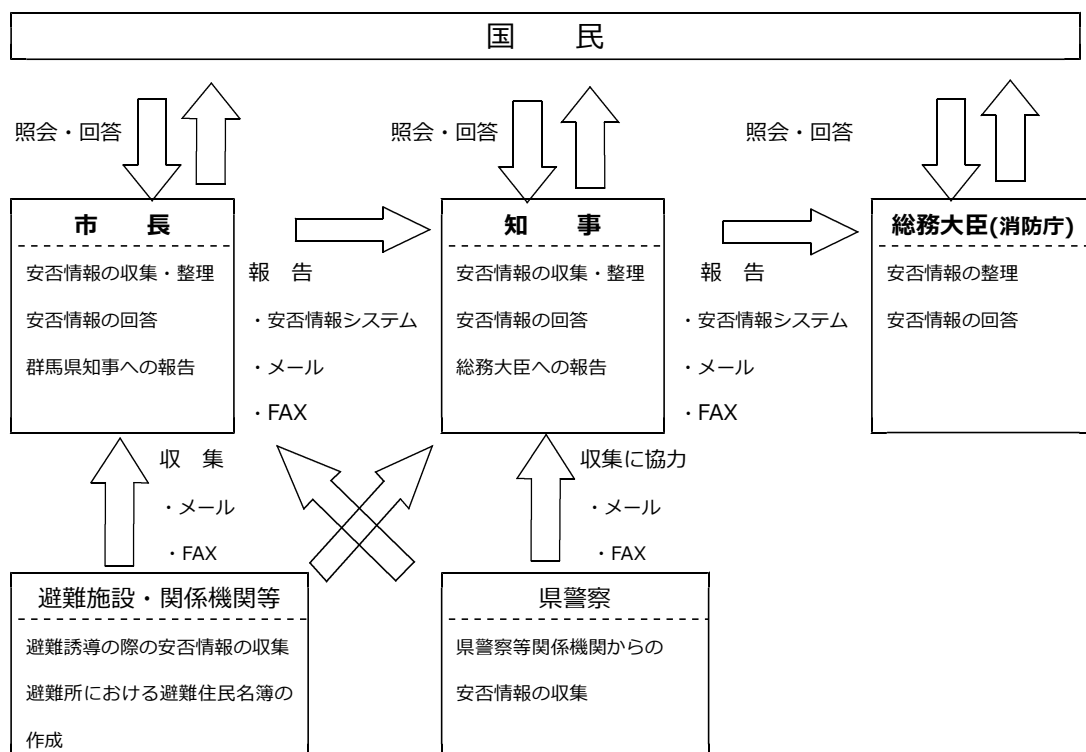
ア 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請

- イ アの売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ウ 特定物資を確保するための保管命令
- エ 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）
- オ 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査
- カ 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定めます。

安否情報収集、整理・提供の流れ



収集項目

1 避難住民等（負傷した住民等も同様）

- ①氏名（フリガナ含む） ②出生の年月日 ③男女の性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合には、当該情報に代えて個人を識別することができる者に限る。） ⑦現在の居所 ⑧負傷（疾病）の該当
- ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩⑦から⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪親族・同居者への回答の希望 ⑫知人への回答の希望 ⑬親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民等（上記①～⑥及び⑩に加えて）

- ⑭死亡の日時、場所及び状況 ⑮死体の所在 ⑯親族・同居・知人以外の者への回答の同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集【法第94条】

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。

なお、市は、やむを得ない場合を除き、避難住民等及び負傷した住民等の安否情報については、安否情報省令に規定する様式により情報を収集します。

なお、様式は資料編に記述します。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておきます。

2 県に対する報告【法第94条】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用します。ただし、利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付します。また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答【法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知します。

イ 住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出すること

により受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。

ウ 安否情報の照会に当たっては、本人確認を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提出又は提示させることとします。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電話、電子メールなどの方法により照会があった場合においては、市長は、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行うこととします。

エ 市は、他の市町村から、照会者の本人確認を行うための問い合わせがあった場合は、これに協力します。

（２）安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答します。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

（３）個人情報保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人情報保護に配慮します。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保に留意しながら他機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的事項を、以下のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処【法第97条第2項】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請【法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBCR攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報【法第98条】

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知【法第98条】

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。
また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全の確保【法第102条第3項、第4項】

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令【法第103条】

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象】

ア 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所、若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施

行令第 29 条)

イ 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項の火薬類(建設びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火に係るものに限る。)

ウ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物(同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を同法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの(国民保護法施行令第 29 条)

【危険物質等について市長が命ずることができる措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限(危険物については、消防法第 12 条の 3, 毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号、火薬類については、火薬類取締法第 45 条)

イ 危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号、火薬類については、火薬取締法第 45 条)

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号、火薬類については、火薬取締法第 45 条)

エ 危険物質等を廃棄した者に対する収去(火薬取締法第 45 条)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告【法第 103 条】

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市長は、(1) のア～エの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第3 NBCR攻撃による災害への対処等

市は、NBCR攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。このため、NBCR攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 NBCR攻撃による災害への対処

(1) NBCR攻撃に対する応急措置の実施

市は、NBCR攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本方針及び県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。

ア 連絡体制及び初動体制

関係機関（市、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに 相互に変更点を連絡することとします。

NBCR攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとします。

イ 現場における応急措置の実施

市長は、NBCR攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保します。

市長は、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

また、県警察に、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うことを要請します。

ウ 汚染物質の特定における連携

(ア) 汚染物質の特定

汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施します。

県警察及び消防機関の職員はそれぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努めます。

(イ) 汚染物質の特定にあたっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡します。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡します。各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に

送付し検査及び分析を行います。

(ウ) 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報を共有します。

(2) 要員の安全の確保

市長は、NBCR攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

2 汚染原因に応じた対応

(1) 基本的な対応

市は、NBCR攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

なお、放射性降下物などにより汚染された食料品による健康被害の発生を防止するため、県と連携しながら、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者などを指導するとともに、住民等に摂取注意を呼びかけるほか、水が汚染された場合には、給水停止などの措置を行います。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を行います。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

(2) 市長及び消防組合理事長の権限

市長及び消防組合理事長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があった

ときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じます。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じます。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後に、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知します。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が口頭で現場で指示を行います。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(3) 土地等への立ち入り

市長は、(1)の措置を行うために必要があるときは、措置にあたる職員に、土地、建物その他の工作物などへの立ち入らせることができます。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示します。

3 国の対策本部等との緊密な連携

(1) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 関係機関との連携

NBCR攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、関係機関と連携して、情報を収集し、県を通じて国へ支援を要請します。

第8章 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認められるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示【法第112条】

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行います。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×番地、△△町〇番地」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避してください。
- 「〇〇町×番地、△△町〇番地」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避してください。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民等に退避の指示を行う場合において、屋外避難をすべき明確な情報が無い限り、原則として屋内退避を指示し、速やかに県に指示を求めます。主に以下の場合に、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えます。

ア N B C R 攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、緊急告知 F M ラジオ、ほっとメールぬまた、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知等を行います。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。

ウ 市長は、退避の指示に係る地域において活動を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定【法第114条】

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

N B C R 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入

りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置【法第111条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(2) 応急公用負担【法第113条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を密にし、安全の確保のための必要な措置を行います。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から他市町村に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携してその活動支援を行い、団員の安全確保に特に注意します。

オ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 被災情報の収集及び報告【法第126条、第127条】

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。
- (3) 市は、被災情報の収集にあたっては、県を経由して消防庁に対し即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告します。
- (4) 市は、第一報を県を経由して消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、即報要領に基づき、県を経由して消防庁に報告します。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、被災者等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民等に対して情報提供を実施します。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備します。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行います。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行います。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、水の安定的な供給措置を講ずるなど、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。

1 水の安定供給等

(1) 水の安定的な供給【法第134条】

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(2) 公共的施設等の適切な管理【法第137条】

市は、道路等の公共的施設を適切に管理します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

(2) 税の徴収猶予及び減免等【法第162条】

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活関連物資等の価格安定【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。

4 支援措置の広報

市は、被災者及び事業者の自立に対する援助、助成措置について、広報に努めます。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」といいます。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形は下記のとおり。）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



オレンジ色地に青の正三角形

表面		裏面	
			
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name: _____			
生年月日/Date of birth: _____			
この証明書の所持者は、次の章條において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ追加的国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) as in his capacity as _____			
交付年月日/Date of issue: _____		取得番号/No. of card: _____	
交付機関の署名/Signature of issuing authority: _____		所持者の署名/Signature of holder: _____	
有効期限の満了日/Date of expiry: _____			

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

身分証明書のひな型

2 特殊標章等の交付及び管理 【法第157条、第158条】

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

(1) 市長

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等を使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定めます

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等【法第139条】

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧【法第139条】

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 県に対する支援要請【法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

(2) 道路

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害

物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施します。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧【法第141条】

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定めま

す。

第3章 国民保護措置に要した費用の弁償等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の弁償等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定めます

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法【法第168条】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償【法第159条】

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

(2) 損害補償【法第160条】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第161条】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではありません。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態【法第172条、第178条】

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりです。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行います。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行います。

第6編 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃災害等が発生した場合や、武力攻撃事態等が長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定されます。

このような状況が発生したとき、群馬県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね100kmの圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという地理的条件を生かして、市は、首都圏住民等の避難先地域として、積極的に協力・支援に努めます。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法など県が把握した情報を共有し、市内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、県と連携して協力・支援に努めます。

このため、日頃から県との連携に努め、県域を越える避難住民等の受入れ体制の整備に努めます。

なお、隣接県において同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援に努めます。